



油圧ショベル事件

審決取消請求事件

[令和2年8月19日判決言（知財高裁） 令和元年（行ケ）第10146号](#)

キーワード：色彩のみからなる商標

担当 弁理士 駒場大視

1. 事案の概要

本件は、原告がした色彩のみからなる商標登録出願について拒絶の審決となったことから、原告が審決取消訴訟を提起した事案である。

2. 結論

請求棄却

3. 本件商標登録出願

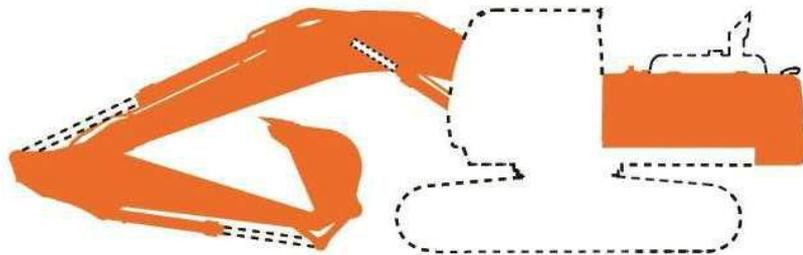
出願番号：商願2015-30000号

出願日：平成27年4月1日

指定商品：第7類 「油圧ショベル」

商標の詳細な説明：商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなるものであり、油圧ショベルのブーム、アーム、バケット、シリンダチューブ、建屋カバー及びカウンタウエイトの部分をオレンジ色（マンセル値：0.5YR5.6/11.2）とする構成からなる。

商標見本：



4. 争点

商標法第3条第2項の適否が争われた。

5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

… (中略) …

原告は、①油圧ショベルは、参入企業数が少なく、原告、小松製作所、コベルコ建機、キャタピラー・ジャパン及び住友建機の主要5社による寡占状態が継続しており、主要5社はいずれも特定の単色を自らの油圧ショベルに使用し、オレンジ色を継続して油圧ショベルに使用しているのは原告1社のみであり、各社が特定の単色を使用していること、原告が本願商標に係る色彩であるオレンジ色（マンセル値：0.5 YR 5.6 / 11.2）を使用していることは、油圧ショベルの需要者においても当然知られているから、このような油圧ショベルの業界の実情に鑑みれば、原告が今後もこれまでと同様に本願商標の色彩を独占したとしても、他社のデザインの選択の余地が不当に狭くなることにはならない、②仮に現に本願商標の色彩又はこれに類似する色彩を油圧ショベルに使用している事業者が原告以外に存在するとしても、当該事業者が改正商標法附則5条3項の要件（不正競争の目的でなく他人の登録商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行っている範囲内において、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。）を満たす場合には、本願商標の登録によっても継続して当該色彩を使用することが可能であり、その業務が妨げられることはない旨主張する。

しかしながら、⑦油圧ショベルは、様々な作業を行うことができる多様性を有し、その用途に汎用性があるため、建設業において広く用いられているほか、農業や林業にも利用されており、油圧ショベルの需要者には、建設業者、建設機械を取り扱う販売業者及びリース業者のみならず、農業従事者及び林業従事者等も含まれること、

④本願商標の色彩と同系色の「橙」色（マンセル値：5 YR 6.5 / 14）は、人への危害及び財物への損害を与える事故防止・防火、健康上有害な情報並びに緊急避難を目的として規格化された「J I S安全色」の一つであり、ヘルメット、レインスーツ、サイトウェア、ガードフェンス等にオレンジ色が使用され、オレンジ色は、工事現場で一般に使用されている色彩であること、

⑦原告以外の複数の事業者が本願商標の色彩と同系色であるオレンジ色をその車体の一部に使用した油圧ショベルを販売していたこと、

④オレンジ色は、黄色と赤色の中間色であって、基本色の一つであることから、オレンジ色の色彩名から観念される色の幅は広いものである上、人の視覚によって、マンセル値で特定された本願商標のオレンジ色とマンセル値の異なる同系色のオレンジ色を厳密に識別することには限界があり、加えて、本願商標は、色彩を付する位置を特定した、単一の色彩のみからなる商標であり、色彩を付する位置の部分の形状や輪郭に限定がないため、本願商標の商標登録が認められた場合の商標権の禁止権（商標法37条）の及ぶ範囲は広いものとなること、

に鑑みると、原告の挙げる①及び②の事情を勘案しても、原告において油圧ショベルにおける本願商標の独占的使用を認めることは適当ではないから、①及び②の事情は、原告による本願商標の独占使用を認めることが公益上の見地からみても許容される事情に当たるものと認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。